

8 助成対象事業例

取組の目的	助成対象となる取組の例	備考
換気		
	換気扇設置	厨房内やトイレの換気扇の単なる更新等、感染症対策として直接必要ではないものは対象外。店舗内の感染症対策として認められるものが対象となります。
	換気機能付エアコン及び全熱交換機設置	換気機能が付いていないエアコンのみの導入については対象外となりますが、「全熱交換機」が設置され、エアコンと連動する場合は対象となります。
	吸排気設備	
	窓・扉設置	外気を取り込まない取組（開閉できない窓・扉の設置など）は対象外となります。
	網戸設置	単なる既存の網戸の交換・修繕は対象外となります。
	CO2 濃度測定器	特定の性能や機能に限定せず対象となります。
	サーキュレーター	
	空気清浄機	審査では、見積書又は図面等で必要台数等の確認を行います。 空気清浄機は、窓からの外気の取入れや、換気扇や換気機能付きエアコン等の機器と併用するなど、換気を補完する機能としてご活用ください。なお、厚生労働省や消費者庁から注意喚起が行われている製品等は、原則、助成対象外となります。
対人距離の確保		
	対人距離が確保されるようになるレイアウト変更工事	単なる什器等の新規購入（テーブル・椅子等）は対象外となります。
飛沫感染防止		
	パーテーション設置	間仕切り工事や個室化等を行う上で、感染防止対策とならない工事は対象外となります。
	ロールスクリーン・ビニールカーテン設置	
	アクリル板設置	備品購入については、1枚10万円を超える場合が対象となります。（設置作業を含み、内装・設置工事費として申請する場合は、購入単価の下限はありません）
接触機会の低減		
	自動扉への更新	単なる既存の自動扉の更新は対象外となります。
	自動水栓設置	
	自動水洗及び自動開閉トイレ設置	自動で水洗する機能または自動開閉する機能を備えるトイレが対象となります。
	電子決済レジの導入	電子決済ができるレジ本体・非接触につながるアクセサリを対象とし、その他アクセサリやセッティング費用、システム使用料等は対象外となります。
体温測定		
	サーモグラフィー・サーモカメラ設置	体温測定のための必要最低限のものをご選択ください。なお、市価が確認できる機種のみが対象となります。
衛生管理		
	消毒のため、床、壁を清拭できる素材に張替え	必ず元の床、壁の素材が分かるように図面・写真等を添付ください（元々清拭できる素材を張り替える場合は対象外。また、天井部分は対象外）。
	手洗い場の新設・増設	
	加湿器	

※本表に記載のない取組については、提出されたガイドライン等に沿った内容であるかを個別に確認します。
 ※各種備品の購入・設置や工事について、見積書及び平面図面や工事図面等で確認する場合があります。また、価格表示のあるカタログ等が必要です。
 ※備品の購入は税抜単価10万円以上、工事の場合は据付等を含むなど、募集要項の記載を全て満たしていることが前提となります。